

河津町重度心身障害者（児）医療費助成制度について

R8.3.2更新

「河津町重度心身障害者（児）医療費助成制度」とは、社会保険各法の保険診療分医療費（1～3割自己負担額）、保険診療分薬代の一部について、町が助成する制度です。

なお、他の公費負担や高額療養費・付加給付等は助成から除きます。また、65歳以上で新規申請をした方は、入院にかかった保険診療分の医療費が助成の対象とならない場合があります。

所得により受給資格の認定を行いますので、助成が受けられない場合があります。

認定者には、後日、受給者証(黄色)を郵送します。

1 対象者

1. 身体障害者手帳1級、2級
2. 療育手帳A
3. 精神保健福祉手帳1級(入院の助成対象者は、「河津町精神障害者入院医療費助成」を受けることができません。)
4. 特別児童扶養手当1級の対象児童
5. 身体障害者手帳の内部障害3級(心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・直腸・ぼうこう・小腸・ヒト免疫不全) ※その障害に係る医療費、薬代のみ対象

2 受給者証の交付申請

受給者証の交付申請は、新たに障害者手帳を取得されたときや、他市区町村から転入された際に窓口にて申請のご案内をします。申請受付後、所得を調査し、所得が基準内の方には、後日、受給者証を交付します。

3 受給者証の使用方法

受診時に医療機関窓口で受給者証(黄色)を提示し、医療費等の自己負担分(全額)を支払ってください。町からの助成金の振り込みは、受診月の約2ヶ月後に、受給者の指定口座に振り込みますが、高額療養費等の確認のため、3ヶ月後以降となる場合があります。

※以下の場合、助成を受けるために町へ直接申請が必要です。

4 町へ直接申請が必要な場合

次の場合は、領収書もしくは、医療機関からの証明印が押印された助成金支給申請書を提出してください。 **！注意！ 申請期限は、診療月の翌月から起算して1年以内です。**

- ① 申請日から受給者証が届くまでに病院・薬局を受診したとき
- ② 県外の病院・薬局を受診したとき
- ③ 保険給付の対象となる補装具を作ったとき
- ④ 保険給付の対象となるマッサージ・はり灸師の施術を受けたとき
- ⑤ 受診時に受給者証の提示を忘れたとき

5 自己負担額

1か月1医療機関あたり **500円**（上限）、薬局は最終的な自己負担額なし。

※医療機関及び薬局で一度ご負担いただき、自己負担額を差し引いた金額を助成します。

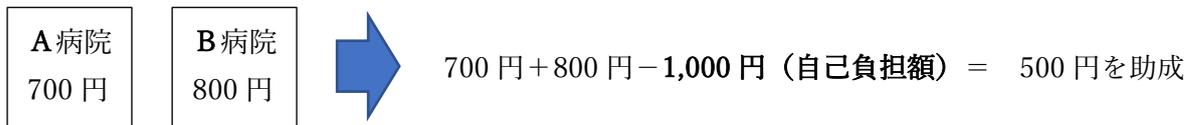
※高額療養費、附加給付金等の支給がある場合は、その支給額分も差し引きます。

※介護保険分や入院時の食事療養費、室料差額、ベッド代、文書料などは助成対象外です。

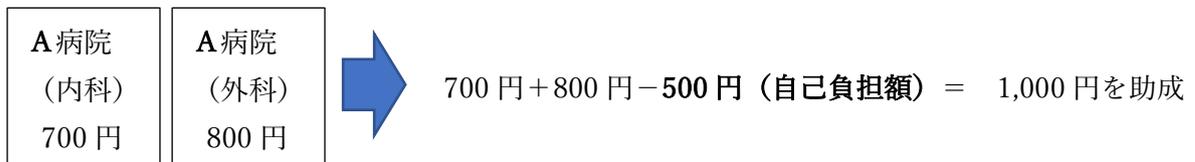
※1医療機関とは、診療科の数ではなく、病院の数です。

<一例>

★1ヶ月に **違う** 病院にかかった場合・・・



★1ヶ月に **同じ** 病院にかかった場合・・・



6 有効期間及び更新

受給者証の有効期間は毎年9月30日までです。

更新の手続きは、町から毎年9月頃に通知を送付しますので、更新を希望される方は必ず申請してください。

所得が基準額を超過している場合は、1年間、助成を受けることができませんので、受給者証の送付はいたしません(支給停止通知等を送付します)。

7 その他 届出が必要な場合

次の場合は、受給者証(黄色)を持ってなるべく早めに届け出てください。

- ① 住所や氏名、世帯の構成が変わったとき
- ② 他市町村へ転出するとき
- ③ 加入医療保険が変わったとき(被保険者等資格情報が分かるものをお持ちください)
- ④ 受給者証を紛失したとき
- ⑤ 振り込み先を変更したいとき(預金通帳等をお持ちください)

【問い合わせ先】

河津町役場 福祉介護課 福祉係 (保健福祉センター1階)

〒413-0595 静岡県賀茂郡河津町田中 212-2 電話:0558-36-3232/FAX:0558-34-1811